

様式2 厚木市報道資料		発 信 日	
		令和4年6月24日	
(式典、催し、大会等)			
1	件 名	厚木市生活利便施設立地促進事業補助金交付決定通知書交付式	
2	主 催	都市計画課	
3	日 時	令和4年6月29日（水）午前11時30分	
4	場 所	本庁舎4階 第2応接室	
5	目 的	生活利便施設（スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア及び診療所）が不足している地域において、その立地を促進し、生活サービス機能の充足を図ることにより、公共交通を軸としたコンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを推進するもの。	
6	概 要	本市では、令和3年3月に、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる“人にやさしい都市”を目指す、「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」を策定するとともに、令和4年度に「厚木市生活利便施設立地促進事業補助金」を創設し、スーパーや診療所などの生活利便施設が不足している地域への施設の立地を促しています。 宮の里地区では、約30年間、地域で医療を提供していた宮の里クリニックが令和2年3月に閉院したことで、周辺に病院、診療所が無い状態が続いており、地区からは診療所の再開を望む声が多くありました。 この度、令和4年度に創設した本事業を活用して、社会医療法人社団三思会様が当該診療所を「とうめい宮の里クリニック」として開院することとなりました。 1 補助事業対象者 社会医療法人社団三思会 理事長 野村 直樹 2 診療所所在地 厚木市宮の里 1-2-9 3 事業開始予定 11月 4 出席者 理事長 野村直樹（ノムラ ナオキ） 管理部 プロジェクト担当課長 榎内 直美（ウメナイ ナオミ） 他	
7	PRしたい内容、セールスポイント、前回との違い等	本事業は、本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを進めるもので、自宅周辺に必要な施設としてニーズの高いスーパーや診療所などが不足している地域で新しく出店などをする事業者に対し、施設整備費などの一部を支援する事業としては、県内初の取組です。 今回の交付決定は、本事業の第1号です。	
8	予 算	21,000,000円（4,200,000円×5年（令和4年度～令和8年度））	
9	添付資料	事業紹介チラシ	
10	問合せ先	部課名	厚木市 まちづくり計画部 都市計画課
		電話	（046）225－2400

スーパーや診療所などが**不足する地域**での **新規出店**などを**応援**します！

～厚木市生活利便施設立地促進事業補助金のご案内～

令和**4**年**4**月～ 支援メニュー**拡充**！

・施設整備費の一部及び土地建物賃借料を5年間補助します。

さらに...

- ・調剤所を合わせて整備する場合は補助金額を上乗せ！
- ・太陽光発電設備や蓄電システムなどの整備も支援します！

スーパー 最大**1**億円！

ドラッグストア 最大**5**千万円！

コンビニ 最大**2**千万円！

診療所 最大**2**千**100**万円！

**自家消費型
太陽光発電設備等** 最大**435**万円！

厚木市



厚木市生活利便施設立地促進事業補助金の概要

問合せ先: まちづくり計画部都市計画課まちづくり政策係
〒243-8511 厚木市中町3-17-17第2庁舎12階
電話 046-225-2400 FAX 046-222-8792
E-MAIL 4600@city.atsugi.kanagawa.jp

1. 補助対象者

補助対象エリア内において、スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、診療所の新規出店又は開設等をし、継続して5年間事業を行う者。

2. 補助対象施設、経費・補助金額、補助上限額、補助対象エリア

(1)生活利便施設整備費			
補助対象施設	補助対象経費及び補助金額※5	補助上限額	補助対象エリア
スーパー※1	① 施設整備費※6 施設整備費の2分の1に相当する額	1 億 円 (年2千万円)	次のいずれかに該当するもの 1 公共交通利便性強化路線※8の沿線 2 施設が不足する地区※9 ※いずれの場合も、補助対象施設を中心とした概ね半径1kmの区域内に同類の施設がないこと(スーパーとドラッグストアは同類の施設とする。)
ドラッグストア※2	② 土地・建物賃借料 事業を開始した日から5年間分の賃借料に相当する額	5千万円 (年1千万円)	
コンビニエンスストア※3	③ 調剤所整備費※7 (診療所に限る。) 調剤所整備費の2分の1に相当する額	2千万円 (年400万円)	公共交通利便性強化路線※8の沿線で、補助対象施設を中心とした概ね半径500mの区域内に同類の施設がないこと
内科を有する診療所※4	補助金額は①、②及び③の合計額又は補助上限額のいずれか小さい額	2千万円 (年400万円) 調剤所を整備した場合 2千100万円 (年420万円)	公共交通利便性強化路線※8の沿線で、補助対象施設を中心とした概ね半径800mの区域内に同類の施設がないこと
(2)自家消費型太陽光発電設備整備費			
補助金の額			補助上限額
自家消費型太陽光発電設備整備費の3分の1に相当する額又は当該設備の発電出力に1kW当たり7万円を乗じた額のいずれか低い額			420万円
(3)蓄電システム等整備費			
補助金の額			補助上限額
蓄電システム等整備費の3分の1に相当する額			15万円
(備考)			
※1 日本標準産業分類で定義された総合スーパー又はその他の各種商品小売業(店舗面積500㎡以上のものに限る。)若しくは取扱商品の70%以上が飲食料品である食料品スーパー(店舗面積500㎡以上のものに限る。)をいう。			
※2 日本標準産業分類で定義されたドラッグストア(店舗面積500㎡以上で、かつ、生鮮食料品を含む飲食料品を店舗面積の20%以上とするものに限る。)をいう。			
※3 日本標準産業分類で定義されたコンビニエンスストアをいう。			
※4 医療法第1条の5に定める診療所のうち、内科又は内科と組み合わせた診療科を標榜する診療所をいう。			
※5 補助金額は5年間で均等に分割して交付する。			
※6 施設整備費は、土地・建物取得費、設計費、除却費、造成費、建設費、改装費、機材購入費をいう。			
※7 調剤所整備費は、建設費、改装費、機材購入費をいう。ただし、補助対象施設を中心とした概ね半径800mの区域内に薬局がない場合であって、院内処方を目的に当該診療所の敷地内に当該診療所の整備と合わせて整備したときに限る。			
※8 「公共交通利便性強化路線」とは、厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定めるバス路線をいう。			
※9 「施設が不足する地区」とは、上依知、山際、関口、中依知、下依知、金田、宮の里をいう。			